

熊本県信用組合 行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：男性の育児休業等について、100%取得を維持し、10日以上取得を推進

<対策>

- 令和7年 4月～ 育児休業・介護休業規程の一部改正に着手
- 令和7年 7月～ 改正した育児休業・介護休業規程等を通達等により職員へ通知。

目標2：管理職の時間外労働時間を月10時間以内とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 管理職の時間外労働時間調査
- 令和7年10月～ 特に時間外労働が多い部署等へ現状聞き取り及び問題点把握
- 令和8年 1月～ ノー残業デーの実施（時間外労働時間削減に向けて取組みを開始）

以上